

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年音更町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「、4月に支給する場合には100分の225、10月に支給する場合には100分の215」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、4月に支給する場合には100分の225、10月に支給する場合には100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年5月1日から施行する。